

被扶養者の要件確認に必要な主な書類（新たに要件が発生した場合）

◎は必ず提出

○は該当するときに提出

扶養手当受給種別	提出書類及び添付書類	被扶養者	被扶養者申告書	扶養の申立書	所得・収入に関する証明書★1	課税又は非課税証明書	確定申告書の写★2	年金通知書又は改定通知書	他の扶養義務者（兄弟姉妹）の申立書（振込通知書でも可）の写	在学証明書★3	戸籍全部事項証明書の写★4	住民票（続柄記載あり）★5	認定要件を備えた年月日	雇用保険についての申立書	雇用保険受給者証の写し	国民年金第3号	被保険者資格取得届	備考
有（扶養手当担当者に住民票等が提出されていることが前提）	出生★6		◎	○														
	結婚	収入なし	◎	◎		◎							◎	○	○	◎		
		収入あり	◎	◎	○		○						◎	○	○	◎		
	退職等	配偶者	◎	◎				○					◎	◎	○	◎		
		子★6	◎	◎									◎	◎	○			
		父母	◎	◎			○	◎					◎	◎	○			
	収入減	配偶者	◎	◎	○		○	○								◎		契約書の写し又は労働条件通知書
		子★6	◎	◎	○		○		○									契約書の写し又は労働条件通知書
		父母	◎	◎	○	○	○	◎										契約書の写し又は労働条件通知書
	扶養替え	子★6	◎	◎	○	○	○			○			◎					課税又は非課税証明書は18歳以上の場合に提出（前年に高校在学の場合は不要）
		父母	◎	◎	○	○	○	◎					◎					
	収入がなくなった★6		◎	◎									◎	○	○	○		
有	出生★6		◎	○							○	○						★4★5続柄の記載があれば、どちらでも可
	結婚	収入なし	◎	◎		◎						○	◎	○	○	◎		
		収入あり	◎	◎	○		○					○	◎	○	○	◎		
	退職等	配偶者	◎	◎				○				○	◎	◎	○	◎		
		子★6	◎	◎							○	○	◎	◎	○			★4★5同上
		父母	◎	◎			○	◎			◎	○	◎	◎	○			
	収入減	配偶者	◎	◎	○		○	○				○				◎		契約書の写し又は労働条件通知書、★4★5同上
		子★6	◎	◎	○		○			○	○	○						契約書の写し又は労働条件通知書、★4★5同上
		父母	◎	◎	○	○	○	◎			◎	○						契約書の写し又は労働条件通知書
	扶養替え	子★6	◎	◎	○	○	○			○	○	○	◎					
		父母	◎	◎	○	○	○	◎			◎		◎					
	収入がなくなった★6		◎	◎									◎	○	○	○		
無	義父母子等★6		◎☆	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○			

有・・・給与法上・所得税法上の扶養親族（扶養手当受給者）

◎・・・所得税法上のみの扶養親族

無・・・上記以外（提出書類等で不明な点は担当係に確認）

（注）別居の父母の場合は、送金を確認できる書類の提出が必要

- ★1 見込み収入証明書（総給与所得1年間分）又は給与明細書（過去3ヶ月分（源泉徴収票・課税証明書は不可））の写
- ★2 事業所得・不動産所得・農業所得・株の配当金所得等の申告書で、必要経費の申告がある場合はその内訳書（写し）が必要
- ★3 18歳以上で学生の場合は、在学証明書が必要
- ★4 被扶養者と組員及び他の扶養義務者が記載されているものを提出
- ★5 同居を要する場合には、住民票が必要
- ★6 配偶者が被扶養者ではない場合は年間の総収入がわかる書類を提出

☆上記以外に該当する場合は、個別にご相談ください。

☆その他認定する事情に応じて他の提出書類が必要となる場合があります。

被扶養者の要件確認に必要な主な書類（人事異動に伴う場合）
（新規採用・国立大学法人等からの採用・他省庁からの出向）等

◎は必ず提出 ○は該当するときに提出

扶養手当受給種別	提出書類及び添付書類 被扶養者		被扶養者申告書・住民票の写	扶養の申立書	所得・収入に関する証明書 ★1	課税又は非課税証明書 ★1	確定申告書の写 ★2	年金通知書又は改定通知書 （振込通知書可）の写	他の扶養義務者（兄弟・姉妹）の申立書	在学証明書 ★3	戸籍全部事項証明書の写 ★4	住民票（続柄記載あり） ★5	国民年金第3号被保険者住所変更届	備考
有（扶養手当担当者が住民票等が提出）	配偶者	収入なし	◎	◎		◎							○	
		収入あり	◎	◎	○		○						○	
	子（18歳未満）★6		◎	○										
	子 ★6 （18～22歳）	収入なし	◎	◎		◎				○				前年に高校在学の場合は不要
		収入あり	◎	◎	○		○			○				
	父母	収入なし	◎	◎		◎			◎		※			
		収入あり	◎	◎	○	○	○	○	◎		※			
		年金のみ	◎	◎		◎		◎	◎		※			
有	配偶者	収入なし	◎	◎		◎					○	○	○	続柄の記載があれば、どちらでも可
		収入あり	◎	◎	○		○	○			○	○	○	
	子（18歳未満）★6		◎	◎							○	○		
	子 ★6 （18歳以上）	収入なし	◎	◎		◎				○	○	○		
		収入あり	◎	◎	○		○			○	○	○		
	父母	収入なし	◎	◎		◎			◎		◎			
		収入あり	◎	◎	○		○	○	◎		◎			
		年金のみ	◎	◎		◎		◎	◎		◎			
無	義父母子等★6		◎	◎	○	○	○	○	◎	○	◎	◎		

有・・・給与法上・所得税法上の扶養親族（扶養手当受給者）

有・・・所得税法上のみの扶養親族

無・・・上記以外（提出書類等で不明な点は担当係に確認）

- ★1 見込み収入証明書（総給与所得1年間分）又は給与明細書（過去3ヶ月分（源泉徴収票・課税証明書は不可））の写し
所得・収入に関する証明書、課税・非課税証明書は採用時のものが必要
- ★2 事業所得・不動産所得・農業所得・株の配当金所得等の申告書で、必要経費の申告がある場合はその内訳書（写し）が必要
- ★3 18歳以上で学生の場合は、在学証明書が必要
- ★4 被扶養者と組合員及び他の扶養義務者が記載されているものを提出
- ★5 同居を要する場合には、住民票が必要
- ★6 配偶者が被扶養者ではない場合は年間の総収入がわかる書類を提出

（注） 別居の父母の場合は、送金を確認できる書類の提出が必要

★1★2★3については、採用前の職場に提出したものと同等であれば写しで可（新規採用者を除く）

※は、国立大学法人等、他省庁から引き続いての採用であれば、組合員原票で確認することでも可

☆上記以外に該当する場合は、個別にご相談ください。

☆その他認定する事情に応じて他の提出書類が必要となる場合があります。